選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、別表のとおり選任した。令和七年十一月九日執行の広島県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、広島県選挙管理委員会告示第八十三号 又は

令和七年十月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 大

茂

辻

## (別表)

選	挙	長			選挙長の職務を代理すべき者			
住	所	氏		名	住	所	氏	名
広島県広島市西区		大	辻	茂	広島県広島市東区		酒 井	賢 児